

## 特許出願の支援

最近、中国に設立された日系企業による中国特許出願が増加している。中国市場に向けて改良された新技術を保護するためであるが、日系企業であっても、特許保有件数を増やすことによりハイテク企業認定を受け、税金の優遇措置を受けられることもその動機となっている。

中国国内企業による特許出願件数は、2008年から2011年の4年間の内に国内出願が2.1倍、国際出願が2.7倍に増加した。その背景には、中国政府による「自主創新の促進」（特許出願の奨励）という明確な政策が打ち出されたことがあるが、特許出願を行うのは企業、大学などであるので、政府のスローガンだけでこれほど急速に増加することはない。中国国内企業が積極的に特許出願するようになったのは、中国政府が導入した2つの政策による効果が大いと思われる。

その1つは出願費用の助成制度である。財政部は外国出願を支援するための助成金制度を設け、最大5カ国まで50万円の助成金を支給するとした。またこの方針を受け、各地方政府も独自の特許出願助成金制度を設けた。例えば、上海市は国内特許出願1件に対して3000元、外国特許出願に対して最大3カ国まで9万円の特別助成金を支給するとした。

もう1つはハイテク企業認定制度である。独自の知的財産権を取得し、これを活用して経営活動を行う企業を支援する制度であるが、要件を満たしてハイテク企業として認定された場合には、企業所得税が、認定された年から3年間は15%に減額されるというものである（法定税率は25%）。ハイテク企業としての認定を受けるためには、自社の主要製品又はサービスに関して自社の知的財産権を有すること、知的財産権の保有数が基準を満たしていることなどが要件となる。保有基準数を満たすため他社の特許を購入することもあるようだ。

特許出願の支援制度を導入したことにより、中国企業の特許出願件数は急速に増大したが、質的に低い特許出願の増加、登録後3年程度で放棄されるものが多いなど、問題点も指摘されている。